

平成24年度 第5回長野県地方税制研究会

日 時：平成24年7月19日（木）

10時～12時

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

1 開 会

（茅野税務課企画幹兼課長補佐）

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第5回長野県地方税制研究会を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。会議に入りますまで進行を務めさせていただき、総務部税務課の茅野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

さて、最初に出席状況について申し上げます。本日、白戸委員さんが所用によりご欠席でございます。

また、今回の研究会は公開とさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。会議結果は、議事録の要旨を公表させていただきます。

それでは開会に当たりまして、長野県総務部長の岩崎弘からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（岩崎総務部長）

おはようございます。大変暑い時期に、間を短くお集まりをいただきご検討いただきありがとうございます。

5月28日に4回目の研究会を開催させていただいて、森林づくり県民税についてご検討いただけてきたわけでございますけれども、その中で間伐材の有効活用の支援の実施、それから市町村支援金については、市町村の自主性を生かすとともに、県として県民に対する使途や効果の説明責任とのバランスを考慮すべきというような観点から、大変貴重なご意見をいただいたわけでございます。

その後、青木座長にお願いをいたしまして、これまでの議論を報告書として報告にまとめていただくという、大変お忙しい中ご苦勞いただきまして、ありがとうございました。今日はそのご検討結果のまとめの内容について、ご意見をいただきたいと思いますということでお願いをしたわけでございます。中身としましては、これまでいただいたいろいろなご意見を踏まえて、次期の森林税の改正内容及び経費の試算についても、林務部のほうから説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、そういった点につきまして、さらにご議論をいただきたいと思いますというふうに考えているわけでございます。

森林税については、今日が最終のご検討の機会ということになるわけでございますけれども、県といたしましては、森林税に関する検討をいただいた内容について、今後の森林税のあり方、あるいは林務、林政のあり方に反映をさせていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

（茅野税務課企画幹兼課長補佐）

ありがとうございました。それでは、お手元にお配りしてある資料の確認をしたいと思います。本日の配付資料は、配付資料一覧のとおりでございます。過不足等ございましたら

ご連絡いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、これより会議に入らせていただきます。会議の進行は座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしく願いいたします。

3 会 議

(1) 長野県森林づくり県民税報告書について

(青木座長)

青木でございます。本日も大変暑いところ、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。また取材の方々、たくさんお集まりいただきまして、今からきちんと議論をさせていたいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まずお手元、議題がございますけれども、今日、大きく分けて2つでございます。一番大事な長野県森林づくり県民税の報告書について、これが一番大きなテーマになっております。それともう一つが、2番目でございます創業等応援減税、2カ月ほど前に、我々、一遍チラッと見て、OKを出したところ、知事のところで止まって、もう一度検討してほしいということで、改めて我々のところで議論をすることになったということになります。これは後ほど、またご説明をさせていただきます。

最初に、森林税の報告書について、まず私のほうから、お手元の資料1の案がございます。これに基づいてご説明をいたしますけれども、どこから行こうか、今、大変悩んでおりましたけれども、まず構成から見ていきましょう。目次をお開けください。このところで、「はじめに」、1、2、「おわりに」という構成になっております。2のところが特に2つしかございませんけれども、ここからよくお聞きをいただければと思いますけれども、通常、ほかの県でやる、あるいは普通に考えて、だれもが論理的に考えますと、ここ、(1)と(2)で終わりというのは、明らかにおかしいということになります。

普通は、2の(2)に何が書いてあるかと言いますと、先ほど総務部長のほうからお話がありましたように、どういうふうに変えていけばいいのか。前回、これもばたばたでしたが、前回、ひと月前の研究会の直前にお示しをさせていただいた3項目、ここに実はひと項目追加をして水源林の話を入れておまして、本日、実は4つなので、後ほどそれについてはまたご議論いただきますけれども、変えるべきだと、5年間やってきた森林税を4点にわたって変えるべきだということを2の(2)で書いてございます。この2の(2)で書いた上で終わりということはどういうことだということになるわけです。当然ですけれども、この後ろのところには、変更を要する改善点に従ってどう変えるのか、それをこの5年間でどういうふうにして実行していくのかということがついていなければ、報告書としては未完になるということになります。つまり研究会としては、これ、言い放しで、あとどうなるんだということになるわけです。

この点でもう一度ご確認をください。少しそもそものお話をさせていただきますけれども、森林税とは何かと言いますと、税金が、税ありきでは決してないということは、繰り返し申し上げてきたとおりです。むしろ事業がなければ税はないということが超過課税ですので、事業の内容をどうするのか、改善点をどう実際の事業に反映させるのか、これの記述がなければ、正直に申し上げると、この県民税がいいか、悪いかの判断もできないわけです。税金だけ議論していて、この税はいいですか、悪いですかとって、だれもが答えられません。もしもこの事業の中身抜きで税としてどうですかと、今までやっていたからいいでしょうということになりますと、これも明らかに御用委員会そのものになります。

ですから、この報告書、今、途中で終わっていますが、はっきり言うと、この段階で研究

会として森林税を継続すべきだということについては、意見を言えないということになります。賛成、反対、どちらもわからないということになります。ここの段階で言えるのは何かと言いますと、後でまた多少ご説明いたしますけれども、改善点、制度改善の4点、また後にいたしますが、その4点を実行しない限りは、森林税は継続すべきではないというのが、研究会のこの段階での結論になります。

もう一度申し上げますが、あえて否定的な表現をさせていただいてはいますが、事業内容を見て、かつ改善がどの程度反映されるのか、この先5年間で何が行われるのか、これについて、きちんと審査をしない限りは、森林税は継続すべきではないというのが、この段階での結論ということになります。

これはもちろん、今、申し上げたように、事業があつての超過課税ということにもなりますし、もう一つ、超過課税という点からいきますと、わざわざ、これ、県民に対して負担を追加でといいますか、お願いをしているわけです。ほかの件と違うので。それをお願いをするときに、事業の中身の説明をしないでお願いができるのかということ、これは明らかにできないわけですから、今、この時点で何も申し上げることはありません、研究会としては否定的な意見しか申し上げられませんということになるわけです。

その上で、もう一つ考えていただきたい。これはあんまりはっきり申し上げたくはありませんけれども、この研究会、何で今日開いたのかということももう一度思い出していただくと、ひと月前、おおよそこの方針、現在、今、お話ししたところと全く同じ地点にもう既にいたわけですが。何でこのひと月、もう一回開いたのか。実は事業が詰まっていないからだというので、それでしたらしようがないからもう一回やりましょうかということ、お暑い中、お集まりいただいたわけですが。

実を言いますと、この連休に入る直前の段階、これ、要は、この報告書として一応ホッチキスで止めるところまで来た段階で、ひと月前と全く変わらない状況ということでございました。これはもちろん、もう一つ申し上げますけれども、ここから一番嫌なことを申し上げざるを得ませんけれども、事業が遅れているということと別に、税制研究会に対して事業の計画をお示しすることはできないというようなご説明があったわけです。これでもう私は長野県庁に対して、とことん愛想が尽きましたけれども、このままこういう縦割り行政をやっている、果たして本当にいいことができるのかと言いますと、私はもう完全に否定せざるを得ません。このままで皆さんどうするんですかと、皆さんもうすぐ定年される方はいいのかもしれませんが、若い方が次々入ってこられる中で、このまま縦割り行政をずっと続けるんですか。

もちろん、多分、好意的に解釈すれば、今までの知事さんが両極端でバランスを失っていらっしゃるのかもしれませんが。ただ、これ、あくまで我々外部の人間の推測ですから何とも申し上げにくいですが、現状のように、これ、税制研究会に対して、事業の資料も見せていただけないということになりますと、我々は判断が付きませんから、税金はやめるべきだという提案をせざるを得なくなります。で、かつ時間がこれだけずれ込んできたわけです。

しかも、今、申し上げましたが、ひと月だけではなくて、私はもう年明けからずっとこの話を何度も何度も、事業の中身、あるいは5年間何をやられるんですかということをお尋ねして、資料をお見せくださいということをお願いしたんですが、それが昨日の段階までかなわないということで、今、あえてこの嫌な話をいたしました。こんなこと、絶対に言いたくない話なんです。ただやはり、我々とすれば、長野県民の、いわば信託といえますか、代表として、あるいは長野県民の利害を代表して、客観的に審議をさせていただいている立場からすると、このままでは県民のためにならないということで、あえてきついことを申し

上げさせていただいております。

その上で、実は、資料、その下にございますけれども、今、これは私からというよりも、林務部の課長からご説明をいただくこととなりますが、大きなA3の紙が1枚、A4の紙が4枚止めのものが1部、これが昨日の、正確に申し上げますと午後5時の段階で私が見せていただいた資料ということになります。

もう一つ言いますけれども、このひと月間は、我々、税務の立場の人間、あるいは私、別に言いわけではありません。言いわけするのはよくないとか、隠ぺい工作はよくないというのは、今、世間でも言われているとおりですから正直に申し上げますけれども、「はじめに」と「おわりに」の文章、ここ、今、真っ白になっておりますが、ここも、実を言いますと、昨日の段階では2ページ物がついておりまして、税としては完成品を納品申し上げた。ところが5時の段階でこの資料が出てきたものですから、急遽、今、「はじめに」と「おわりに」を削除して改めてお出しをしていると。ですから、こういうみっともない、今、報告書になっておりますけれども、こういう状況、かつこういう事情があつて、急遽差しかえをしたと。ですから、全く税の研究会として放置したまま何カ月もたつてきているわけではないということをご理解をください。

その上で、今、私のほうでできる判断は何かと申しますと、これ、昨日の夕刻ですから、私もはっきり申し上げてよく判断がつきません。これほど不信感の固まりになった人間としては、この資料を見せられて、わかりましたということで、それではもう今までの態度を逆転させて前向きな報告書をつくりましょうということまで行けるのかどうなのかということになってきます。これは、もう今日、私はフラットな立場で、昨日の夕刻、もちろんこれは読みましたし、ご説明は受けましたけれども、委員の先生方と一緒に、これは、今日、この資料の説明で、この県民税を延長する、5年間延長することの事業の中身として十分なのかどうなのかは、先生方と一緒に判断をさせていただきたいというふうに、昨日の段階ではお返事をしているところです。

冒頭申し上げましたように、県民税、この森林税の県民税超過というのは、事業ありきです。あくまで税としては、もう我々ははっきり言うと審議することはございません。この事業を見て、改善点が反映されているのか、あるいはこの5年間、これをやって、5年後には県民が喜んでくるような森林になっているのかどうなのか。ここのところをご審議いただく基準になるのかなというふうに思っております。皆様方、これは仮定ですのでまだ言うべきことではありませんが、皆様がまあまあ十分だということになりましたら、これはもう研究会は先生方のご意見をまとめるところでございますので、先生方のほうで十分だということになりましたら、少し前向きな形で預からせていただいて、知事に対して、もちろん万全の、今、審査、ここの場でできないと思いますので、継続的に知事、総務部長、先ほど総務部長に対しては縦割り批判をさせていただきましたけれども、きちんとこの報告書、前向きなものをお出しできれば、その後はきちんと受けていただいて、決して監視の目を緩めることなくやっていただければと思います。すべては、とにかく、今、この1時間で先生方がどのようにご判断をされるのかということにかかっておりますので、今からご審議をぜひよろしく願いをいたします。

その前に、最後、先ほど後に回しますと申し上げましたが、改善点、4点、増えているところを、ざっとですけれども、ご説明をさせていただきます。報告書の25ページをお開けください。実は、前回、非公式で開催をさせていただいた折には、この文章を先生方には見ていただいております。メディアの方には初めてだろうというふうに思います。改善点4点、多少表現の変わったところがございますけれども、最初の1番と2番は同じでございます。

第1が「切り捨て間伐」支援から「搬出間伐」支援への方針転換というところでございます。タイトルだけだとスパッですが、中にはきちんといろいろな配慮も込めて書いてございますので、一方的な判断では必ずしもないということも含めてご理解ください。切り捨てを全部やめて搬出だというような読み方ではなくて、その部分はバランスをとりながら、行政、なかなか急激に変化させるということはむしろ悪いこともありますので、そこは実行されるほうで慎重にお考えくださいというふうにもちゃんと書いてございます。

2番目が、これが市町村への支援金において、県の説明責任をもっと明確化すべきであるということで、これも、前回、ご説明をして、委員の先生方にはご了承をいただいた点です。

もう一つ追加になったのは第3の制度改善というところで、水源林の保全対策へと事業内容・事業実施地域を拡大しましょうということになります。このあたりも、実は、我々、専門家ではありませんのでよくわかりませんが、水源林が大事ということは、当初から我々も含めて、多分、先生方もお考えでしたでしょうし、私はもう最初から、森林税と言えば普通は水源関係に行くのにとずっと思っていました。ただ、こちらに来て説明を受けると、里山、里山って、里山に説明が終始しておりましたので、あえて申し上げずに来ましたが、そこに書いてあるような最近の情勢の変化、特に外国資本の買い占め等々、全国問題になっておりますので、ここも含めて、やはり柱として、今後5年間、盛り込むべきだろうということで、急遽、第3の柱を盛り込ませていただきました。

最後、第4番目が広域化ということで、これはもう報告書のほうにも書いてありますけれども、理想の形態になりますので、長野県単独でできるものではありませんので、知事会も含めて、あるいは周辺の県との協議を重ねながら前に進んでいただければということになります。

ですから、報告書のその今の部分、パートの頭で必ず明確に書いてございますように、4点のうちの少なくとも1から3が継続する上での前提条件ですということになります。この4点をいかにして事業に具体化していただけるのかというところで、昨日の夕方、ようやく見せていただいた、ご説明をいただいたのが、先ほど申し上げた資料になります。今までのところで、私のご説明、今から森林政策課長にその資料のご説明をいただきますけれども、今、私が申し上げた点につきまして、委員の先生方からご質問、あるいはご意見、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いいたします。

(小澤委員)

今のご説明で座長から、税制研究会に事業の計画が示せないと言われたという、そんなご説明があったんですけども。過去の委員会において、その点については、私のレベルからすると大分説明をしていただいたというふうにこうとらえているんですが、沼尾先生なんかはそこら辺はどんなとらえ方ですか。

(沼尾委員)

いや、今、座長のご説明をいただいて、ちょっとこの間の経緯がよく理解できてないんですけども。どういう事業をやるのかということについては、ある程度ご説明はいただけたというふうに思うんですけども。今日、見た、この林務部の資料、これからご説明いただけるものを見たときに、これ、金額が入っていますよね。ちょっとよくわからないんですけども、おそらく青木座長のお考えとしては、例えば税率は今の500円がいいのかどうかということを判断するに当たって、これから、例えば5年間の事業の計画とその財源の規模というものが確定できないと、本当にその500円がいいのかということが判断できないというお考

えで、そのあたりのその事業の総額の規模感というのを、ある程度示していただきたいということが、多分、座長のご趣旨だったのではないかというふうに思います。

ただ、これは、他方で、県の側からすると、つまりその単年度予算の中で、5年先のその計画というんでしょうかね、まで見通して、そのときの林務部のある種の財政規模というか、予算規模を、先までちょっと、ある種、拘束というか、約束してしまうようなことにもなるので、県全体の予算ですとか、全体の財政の中期計画との関係でどう位置づけるのかというようにところもあって、おそらく県のほうでは苦勞されたのかもしれないというふうに思いながら、今、お話を伺っていたところなんです。

ただ、本当にこの500円という金額でいいのか、もっと上げたほうがいいのか、下げたほうがいいのかということを考えるに当たって、一定の値ごろ感というのを判断する上で、今後の見通しというんでしょうかね、それが出していただきたいというようなことだったのかなと思いつつ、お話を伺ったところです。

(青木座長)

ご質問ありがとうございます。今、さすが公務員に詳しい沼尾先生で、今、沼尾先生がフォローといいますか、追加で言っていた点も含めて、実はもう数カ月前から私のほうではお話をしております。当然、予算ですから、5年間の細かな数字を出せなんていうことは難しいというのは、私のほうからも実は申し上げた上で、ただやはりお聞きをしたいのは、事業のおおよその規模がどのぐらいになるのかわからなければ、当然、税率のご提示はできませんということ、もう明確に申し上げて、まさに私が求めている資料というのは、今、沼尾先生がおっしゃっていただいたとおりになります。

もう1点言いますと、事業の内容って、おそらく小澤先生は、その事業をこういうものを行いますよという発言でご説明いただいたというふうに思われているんだろうと思います。私も、それは説明の一つにはなりますけれども、厳しいことを申し上げますと、お役所の方がおっしゃることには、表現が悪いかもしれませんが、言葉遊びの部分、言葉遊びという怒られますけれども、言葉というのは不思議なもので、どういうふうにも言えるわけです。これはもう官僚の方々とおつき合いをしたり、お仕事をするたびに思いますけれども、こういう方向に進みますって、言葉で言うのは簡単なんです、それを実際に裏づけとして数字でお示しをいただかない限りは、ここまで不信感が高まるとなかなか信用できないというのが本当のところ。

ですから、数字が入っていない、今日、A3の数字が入っていない文書がありますが、皆様方もどうなのか、この文書を読んだ上で本当に信用ができるのか、これを5年間、本当にやるのか。これはもちろん、知事あるいは総務部長が監視をきちんとしていただければいいという話なのかもしれませんが、我々、いいか、悪いかの判断をしなければいけないわけです。税として一応、この先5年間で県民に1人500円も負担をしていただいて、これをこういうものに充てますよと言われて、いいか、悪いかの判断を知事からは問われているわけです。その上でやはり、この言葉の説明だけでは、我々は多分納得して後でだまされたとしても、悔しいだけでは済まないで、責任重大だろうなというふうに考えて、実は数字で、できるだけ数字でお示しをください、総事業費はどうか、あるいは今回出てきておりませんが、林務部の、莫大な予算をお使いだろうと思いますけれども、林務部の行政の中でこの森林税を充てるのはどの部分なのか。あるいは森林税のさらに細かな、分けられる、大体おおよそでいいのだけれども、どういうボリュームで何に充てるんでしょうかということ、をずっとお尋ねをしてきたというところになります。

すみません、長くなりました。いかがでしょうか、委員の先生方、ご質問、よろしいでしょうか。それでは森林政策課長、有賀さんのほうから、ようやくお出しをいただいたこの資料、2つについてご説明をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(有賀森林政策課長)

森林政策課長の有賀でございます。今日はよろしくお願いいたします。今、座長のほうから、ご説明、お話がございましたとおり、林務部といたしまして、今日、2枚の資料を提出させていただきました。ご指摘がございましたように、大体の事業規模とかをご検討いただく中で、その事業規模の中でどんな事業をやっていくのだというようなことについては、当然、核心の部分であろうかというふうに認識してございまして、1カ月前に中間の報告をいただいております。私どもも、その後、6月の議会もございましたし、今後、具体的に事業の規模でありますとか、内容というのは、部といたしましても、当然、知事の判断を仰ぎながら、9月の条例改正に向けて、パブリックコメントも含めまして、ご説明をしていくという作業をしていかなければいけないし、当然、同時にやっていかなければいけないという認識であったわけでございます。

そういった中で、この当研究会に対しまして、どこまでが具体的かというのは、これは1枚物でございますし、先ほど座長ご指摘のとおり、数字的なものについては、大きな紙には一つも入っていないわけでございますけれども、基本的に今まで、進めてきた中で、25ページからの課題への対応ということで4点という形でお話をいただいておりますので、基本的には、この大きな紙でございますけれども、この中間報告の課題を踏まえて、今後の25年度以降からの5年間をどんな視点で森林税を見直していくかと、そういった考えを反映したものであるというふうに、私どもとしては理解しておりますし、ご理解を賜りたいと思っております。

そうした中で、さまざまな事業に対して経費がかかるわけでございますので、税率等についても、今日、4枚、ケースをお示ししてございますけれども、期間でありますとか、やり方によってはもうさまざまなケースが考えられるわけでございます。後で細かいことをご説明いたしますけれども、その中で4つのケースを考えてみたということでございます。

まず、その前に、大きな紙のご説明をさせていただきたいと思いますが、次期森林づくり県民税のめざす姿と施策の主な改正点(案)という形でございます。1、2という形になってございまして、次期森林税でめざす姿と施策のポイントということでございます。これは繰り返しになりますが、今回の研究会の中で、広域化については森林税と若干異なりますので、その広域化を除いた中で、大きなポイントという形で3つにくくらせていただきました。

一つは、間伐等による水源林等の保全対策ということでございます。先ほどもちょっとご説明がありましたように、財源の多くの部分を森林の間伐、森林整備に充てているわけでございますけれども、その中で、ここにありますように、緊急に水源かん養でありますとか土砂災害防止、今までも公益機能という形の中でやってきたわけでございますが、そうしたところに絞り込みながら、なおかつこの5年間で間伐をしなければ、間伐の適齢期というのがあるわけでございますけれども、そういったものに絞り込んでやる必要があるんじゃないかといった視点。

それともう一つ、緊急に公的管理、今、大きな課題であるというふうに、ここに記載もありますけれども、そうした中で、森林税を活用しながら、市町村が行う公有林化でありますとか、住民との協定締結、そういったものに対して、森林税を活用した支援ができないか、こういったものについてがポイントの1でございます。

もう一つでございますが、間伐材の搬出と地域ぐるみの利活用への支援拡大という部分でございます。これも、まさにその要約するとその提言のとおりでございますけれども、今まで切捨間伐のみを認めていたわけでございまして、切り捨てられていた間伐材を可能な限り搬出をして、地域ぐるみで利活用していくと。そういった取組を、森林税を活用させていただきながら、その支援をしていく。そういったことが、今回の、25年度以降、継続した場合におけるポイントであろうかなと思っております。これが2点目でございます。

3点目でございますが、地域主体の里山管理体制の構築ということでございます。間伐材の搬出にあわせまして、地域が主体となって「里山林業」を構築する取組、さまざまな取組が地域ごとにあるかと思っておりますけれども。そういったことについて、具体的にその提言のところをダイレクトには受けてないわけでございますけれども、地域で使っていくというような取組を、こういった管理体制の構築を進めることによって、この5年間である程度、超過課税の中に見える姿にしていきたいなど。このようなポイントを3つに絞り込ませていただきました。

では具体的にそのためにどのような改正点、今までの森林税に何をつけ加えたり、何を拡充するかといったものが2番目に書いてございます。2番目には、左にありますように大きく4つ、間伐等による水源林の保全対策、間伐材の搬出、地域主体の管理、それとご提言にもございますように、これはちょっと毛色は違いますけれども、支援金の見直しというような形の中でくりを設けさせていただきました。

右側のところに、これはケースによってダブるわけでございますけれども、これがこういうふうになるということは、実は事業の規模によって、間伐できる面積だとか、変わってくるわけでございますけれども、当然、その5年間に限られた税でございますので、5年後の目標だとか成果といったものを見据えながら、検討していきたいなというふうに部としては思っております。

たまたまこの1万5,000ha、7万5,000立米というふうに書いてございますけれども、これは、現行の税率の規模で言いますと、こういった姿をめざすことができるのではなかろうとということで、仮置きとして、これ、コンクリートではございませんけれども、5年後の目標と成果という形で書かせていただきました。

まずちょっと、上のところの一つの間伐等による水源林の保全対策でございますけれども、一番上が㊦でございます。繰り返しになりますけれども、こういったところを森林整備していくのかといったことについては、水源林の保全の緊急の課題に対応するというので、そういったものを、森林簿等でございますので、絞り込んでやらせていただきたい。

次の㊧でございますが、大きな課題でございます水源林について、これは市町村において、公有林化するだとか、保安林化するでありますとか、持っていらっしゃる個人の方との協定を締結する。そのようなさまざまな方法で、地域の水源林の保全を市町村がやっていくわけでございますけれども、その中で、公有林化したいと。未来永劫、やっぱりだれか知らない人に買い取られるとか、そういった懸念があるものについては公有林化したいと。そのようなことについて経費がかかるわけなので、ここに水源林の取得費用の補助制度の創設、補助制度というのは具体的にどうかというところまでまだ詰めてないんですけれども、そういった公有林化に対しても、県民からいただいた森林税を活用できないかということの補助制度の創設というようなニュアンスで書かせていただきました。

その下でございますけれども、もう一つのやり方といたしまして、その水源林保全の協定を個人の所有者と結ぶわけでございます。そうした場合について、今、里山という形でございますけれども、その水源林の中には、里山の場合もありますし、奥山全体として水源林と

いう部分もございます。あるいは公有林である部分があるわけでもございまして、そういったものを、こういった水源林については、間伐要件の緩和をさせていただいて、積極的にそういった水源林の整備を促進するような仕掛けをつくる必要があるのではなからうかな、こういったものが上の3つでございます。

次のところは搬出でございますけれども、㊦といたしまして、今まで切り捨てで、搬出については全く経費は見えていなかったわけでもございますけれども、ポツが3つ書いてございまして、搬出においてはさまざまな経費がかかります。その中で代表的なものを言いますと、林内から作業道までの間伐材の搬出に要するに経費、あるいは作業道の補修、あるいは搬出にかかる関係者の同意取得、こういったさまざまなお金がかかるわけでもございますけれども、これを認めることによって、搬出に拍車がかかってくると。経費を見ることによって搬出をしてもいいというような機運が盛り上がってくる。このような支援を経費として見ていく必要があるのではなからうかなと思っております。

次に搬出した間伐材を地域ぐるみで利活用する取組への支援でございます。里まで持ってきて、当然、それを川下のほうで、木質バイオマスでありますとか、薪でありますとか、そういった使う機運がないと、当然、搬出されないわけでもございますので、搬出した間伐材を地域ぐるみで利活用するための支援ということで、おおむねその4つほどポツが書いてございますけれども、このような取組を森林税で支援をさせていただいて、おろしても里のほうで使うと、使っていくような環境が整っていますよというようなことを5年間でやらせていただきたいなと思っております。

下のところは㊦、その次は㊦が3つございますけれども、重複は避けさせていただきますけれども、下にありますように、交流の促進、あるいは人材の育成、そのような形の中で、その間伐のプロの育成も含めまして、人材の育成を進めていきたいなとこのような考えを持っております。

一番下でございますが、これも研究会の中でご指摘がありますように、県が推進している県民税として、県税でございますので、事業メニューの配分基準、選定方法を見直しながら、まさにこれを県民に説明をしながら、メニューを限定してやっていきたいなとこのように考えているところでございます。

そうしたところの中で、めざすべき姿が、今、現行で500円であるとする、右側にある1万5,000haというのは、今、県としてデータとして持っております、里山近辺におきます水源林かん養、土砂災害防止を發揮する高齢林の里山がちょうど1万5,000ha程度でございますので、それが5年間で完結ができる。

それと7万5,000立米でもございますけれども、これも先ほど座長がおっしゃいましたように、すべてが切り捨てを認めないというわけではございません。したがって、なるべく搬出をお願いしていくということでございますので、通常の国のほうの事業のような大規模な立米にはならないわけでもございますけれども、5年間でこのぐらいの搬出は可能であろうとこのように考えておまして、これを里におろすことによって、5年間でこういった使っていくという機運を各地域に芽生えさせていきたいなとこのように考えているところでございます。

その3つ目のポツでもございますけれども、公的管理が必要な水源林につきましては、保安林の関連施策として、今、各市町村のほうにアンケートだとか調査をしており、さまざまなやり方があるわけでもございますけれども、そういったやり方を駆使しながら、こういった水源林保全を、林務の森林税レベルの中でもすべて着手をして、何らかの対策がとられるような、そういったことを進めていきたいなとこのように考えております。ちょっと長くなりましたけれども、そんなところのまとめが、大きなページのA3の趣旨でございます。

その次の、具体的に個々のケースを4つ書かせていただきました。したがって、この4つ

の視点で、ここに横長の4つ、ケース1から書いてございますけれども、こういったケース設定をするかということでございます。税率もありますけれども、期間も当然あるわけでございます。期間につきましては、5年の場合もあるでしょうし、それより短い場合、長い場合もあるわけでございますけれども、今回お示しした期間については、他県で、33、森林税をやっている県がございますけれども、30県が5年間の設定をしているということ。それと、当然、10年であれば、逐次、県民の皆様方に、見直しをしていくということについて、10年間の長い期間はいいのかどうかというようなことも、さまざまな課題があらうかということで、林務で設定したこのケースについては、すべて5年という形で、仮定として設定させていただきました。

なおかつ、個々の税額、税率については、ケース1でご説明申し上げますと、間伐等による森林整備に一番の税金を使わせていただいているということを踏まえまして、どのくらいの間伐面積になるのかといったことを中心として、ケースを設けさせていただきました。ケース1については、現行の税率でございます。先ほど申し上げましたように、この現行の税率で言いますと、まさに特に緊急な間伐の高齢林について、1万5,000haございますので、こちら辺のところすべて完結できるというふうに試算をしております。

それと、それにあわせて、搬出をすると、それに対する経費についても、4億1,000万円という形で対応ができるのかなと思っております。

支援金につきましては、下のところに、今の考えているこの1、2、3という形の中で、㊦でありますとか、㊧でありますとか、こういったところのメニューを明確にしながらやっていきたい。今、現行では、先ほど申し上げました水源林の取得費用への補助でありますとか、かさ上げについても、各市町村、ばらばらでございましたので、その上にありますように、一定のルール化を検討するでありますとか、野生鳥獣対策については、一般財源を使いながらほかの事業でやっている部分もございますので、まさに森林整備に限って、そういった森林税を使わせていただくと。このような形の明確化だとか、そんなようなものについて、こういった箇条書きで示させていただいているところでございます。

ケース1が、今、現行の税率でございまして、同じような考え方で、ケース2については、2万3,000haができた場合について、こういった形で配分をしております。これにおきますと、総事業費で言いますと45億円強ということで、税率が700円程度。4万5,000haという形になりますと、もう大きな税金が必要になってくると。逆に300円、今の現行よりも下げた場合については、一番最後にございますけれども、この8,000haというのは、結果としてそのうちの一部という形になりますので、どこを5年間でやるのかという形になれば、非常に説明がしづらくなるのかなというようなことを林務部としては考えているところでございます。

以上、このような形の中で、具体的に、言いますと、個々にどこに補助をするのかだとか、補助の内容だとか、そういったところについて、数字が実は、まことに恐縮でございますが、書いてございませぬけれども。今、現在、お示しできる資料として、今後、このような、支援の考え方という形の中で、事業のイメージがわくような資料という形で、趣旨としてはつくらせていただいたところでございますので、この資料に基づきながらご議論いただければとこのように考えているところでございます。説明は以上でございます。

(青木座長)

ご説明、以上だそうですので、ご質問、ご意見、先ほど申し上げましたように、ここが、本日、今からの時間が本日のコアの時間になろうかと思っておりますので、ぜひ何なりとすべて漏れなくご質問いただければと思います。どこからでも結構ですので。はい、水本先生、お願

いたします。

(水本委員)

今後、間伐が必要な里山の面積なんですけれども、前回の資料の資料2-2によりますと、残りが4万5,000haとなっているんですが、これを全部やる場合には、ケース3というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

(有賀森林政策課長)

これは超過課税で期間を限定してやるというふうに認識してございますので、それをやるとすると、4万5,000haをやるとするとこれだけの事業規模があると、そういうふうに理解していただいて結構でございます。ただ、ここには書いてございませんが、森林づくり県民税は、当然、市町村のマンパワーを活用させていただいてやるということが現実でございます。したがって、今現在におきまして、年間にマックスやったとしても6,000ha、5年間で言いますと2万ちょっとくらいなのかなと。ですから、ここに書いてある資料は、計算上は4万5,000haやった場合でございますけれども、では例えば4万5,000haを5年間でやるとした場合について、できるのかどうかという議論になりますと、その4万5,000haを5年間でやるというのは、現状では非常に困難な部分があるのかなとこのように考えております。

(水本委員)

ただ、以前の説明のときに、あともう5年、この森林税を継続してもらえれば、残った里山は全部できるというようなお話、聞いたような記憶があるんですけども。

(有賀森林政策課長)

私どもの説明が不十分だったと思いますけど、例えば次の5年間をもし延長した場合について、4万5,000ha全部がクリアできると、このようなことについては、もし誤解があるとすればおわび申し上げます。当然、今の規模で言いますと、今の5年間においても2万ちょっとの計画であるわけですから、当然、その後の5年間で、今後の5年間でその倍以上をできるかということ、現実には非常に困難な部分があるのかなと思っております。

しかしながら、ただ、1万5,000haの説明を申し上げますと、高齢林、間伐をいつかはしなければいけないんですけれども、今回、絞り込みましたのは、非常に、あと5年、10年ぐらいうすれば、間伐をしなければ、もう間伐する意味がなくなってしまうような部分に絞り込みますと1万5,000ha。ただ、その中にもどんどん木は成長してきますので、あと20年先だとか、15年先にはだんだん木が成長してきますので、そんなようなことを含めると、4万5,000haというような整理の仕方をしているということでございます。

(水本委員)

必要な場所が4万5,000haあって、この5年間で1万5,000haということになれば、残りの3万haについては、また5年後に森林税を導入してということになるわけですかね。

(有賀森林政策課長)

これも研究会の中でもご議論いただきましたけれども、まさにその点が、切り捨てだけを認めていて使わずに、地域で循環をして、例えば売って、その経費でまた間伐をすると。そういうシステムがない限りは、今、委員おっしゃったような、いつまでもたっても、今、

4万5,000haでございますけれども、そのあとにもどんどんそういったのが増えてまいりますので、いつまで、ではそういった限定と言いながらもやっていくかというご議論があったと思います。したがって、今回、切捨間伐を認めつつも、なるべく搬出間伐をして地域で使っていくというご提案もいただきましたので、そういった仕組みができますと、こういったものについても、地域で、独自で、搬出した経費をもとにして間伐をしていくと、そういった環境が広まってくるのかなど。このような、ご提言を踏まえた私どもの考え方でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。どうぞ、ご自由に、ご闊達に。はい、お願いいたします。

(堀越委員)

堀越でございます。公有林化等々のことが、今回、述べられているわけなんですけれども。やはり、私、個人といたしますと、一番気になるのが、以前から申し上げております、民有林も森林税の対象になっているということが、やはり県民にどのくらい周知されているかというところが不安なんです。非常にその公有林化、徐々にしていくということはいいことだなとはいうふうに思うんですが。とはいえ、まず県民に、民有林も対象になっているということは、再度、周知してもらい、周知徹底する必要があるのではないかなというふうに、それがもう大前提だと思っております。

(有賀森林政策課長)

これも、以前からご指摘をいただいている部分で、森林税を、アンケート調査にはあるんですけれども、では森林税について、県民が内容についてよく知っていらっしゃるのかと、非常に大きな課題があるというようなご指摘を承っております。したがって、今の、どういったところをやっているのか。まさに、私有林、公有林のところのすみ分けであるとか、そういったことを分かり易く県民にこれからは一層、私どももホームページだとか、いろいろなところで広報なりPRをしているつもりであったわけでございますけれども、今後、例えば5年間をお認めいただきますと、さまざまなやり方で、県民にわかるような周知をしていく必要があろうかと思っております。今、委員ご指摘がございましたように、今回の公有林化に対する支援もそうでございますけれども、現状と、それに対する県民の理解の促進のためのやり方についても、検討していきたいなと思っております。

(青木座長)

はい、お願いいたします。

(堀越委員)

それに関連してなんですけれども、やはりもう1点、私が引かかるのは、やはり民有林、つまり所有者責任をどういうふうにとらえていくのかというところが、やっぱり気になる場所なんです。ですから、それと、今回のこの森林税との絡み、その辺をどういうふうにお考えになっていらっしゃるか。

(有賀森林政策課長)

これも、森林税が5年前にスタートしたときにも、まず個人の所有林である私有林を、何でその税金でというような議論が非常にあったというふうに聞いてございます。それでその

整理の仕方といたしましては、当然、個人の持ちものであるものを、税を使って整理をする。その正当性については、なかなかその個人として、木材が売れないというような状況を踏まえながら放置しておくことによって、県民全体の、森林から得られる公的なメリットというものが落ちてきてしまう。したがって、税を使わせていただいても、個人の所有林を整備することが、ひいては県全体の利益の向上、公的な利益の向上につながるというような認識のもと、税を徴収させていただいて、なおかつその整理する対象が個人の個人有林だという形にご理解をいただいていたというところでございます。したがって、当然、国のほうでもいろいろさまざまな制度があるわけでございますけれども、負担を伴うと、なかなか個人の山であったとしても、整備が個人の責任としてできないという状況を踏まえた制度であるということで、県民の皆様方にご理解を賜りながら税を使わせていただくということであろうかなと思っております。

(堀越委員)

その点なんですけれども、その森林税の使い方として、そういった説明がついたとしても、やはり県民にとってみると、個人が所有しているものに対して、趣旨はわかるにしても、やはり個人が所有しているものに対して税金が使われるというところに、本当に理解ができるかどうかというところがあるかと思うんですね。やはりそれなりの所有者の責任として、別の形で何か負担するような制度を、法整備をしていくべきではないかなと考えております。難しいとは思いますが、やはり公益性のものというのはよくわかりますが、だからそれでいいのかというところは、やはり理解を得るのに難しい点もあるんじゃないかなというふうに思います。

(有賀森林政策課長)

私ども、それが大きな、森林税を賦課徴収させていただいて使わせていただく中では、本当に基本的な大きな課題であろうかなと思っております。お答えになっているかどうかわかりませんが、例えば個人の森林について、県民税を使わせていただいた整備については、例えば今後20年間、その山については、例えばほかの目的に使うだとか、そういった転用ができないような契約を結ぶだとか、そういったことは、当然、しているわけございまして、そういうことによって、その山が荒れたことによるがけ崩れでありますとか、水源林が非常に劣化してしまうとか、そういったことを抑えつつ、地域の住民の公益のアップに資するし、なおかつそれが一定期間安定的にそういった状況が続くということを認識しながら、個人の持ちものであるんですけれども税を使わせていただくといったことを、周知をしていくということだろうと考えております。

(青木座長)

ありがとうございます。繰り返しても構いませんし、先生方、ご質問、ご意見、お願いをいたします。

(沼尾委員)

ご説明いただき、ありがとうございます。非常に基本的なことを伺うんですけれども、ここで、間伐等による水源林等の保全対策ということが書かれていて、先ほどの報告書の案のほうでは、里山だけではなくて、水源林までエリアを拡大するという書きぶりになっているんですけれども。前回、伺ったご説明ですと、里山は民有林で手が入らないんだけど、水源

林については公有林の割合が多くて、既存の林野庁の補助でやれる部分があると。そこでゾーンニングをかけて、既存の補助でやるエリアと、里山のように補助金がなかなかとれない部分ですよ。手が入りにくい部分について、この税を活用するというご説明だったかと思うんですけども。ちょっとそここのところの整理がどういうふうに行われているのかと、それは先ほど堀越委員がおっしゃられた、つまり比較的民有林が多い里山ということともかかわるものだと思うんですけども、そこをちょっとどういうふうに行えばいいのかというところが1点目です。

次に、今の話とも関係することですが、今回、間伐材の搬出と利活用の話が出てくるんですが。その中に、当然、搬出の場合に作業道が整備されていないということで、路網密度をどう上げるかというようなところも課題になるかと思うんですけども。そうするとやっぱり既存のその林道整備とか何かの補助との見合いで、つまりどこからどこまでがその既存の財源でやる話で、どこからの間伐材の搬出については、これはこの税を使うのかというところの説明が、ちょっと今日のお話ですとわかりにくかったんですが、そこはどういうふうに行えばいいのかということについて教えてください。

(有賀森林政策課長)

2つ、ご質問をいただきました。1点は、委員ご指摘のように、基本的に今までやってきたところもそうでございますけれども、里山と奥山という形の中で、奥山については、例えば個人の所有単位も広うございますし、なおかつ間伐についても面積がある程度集約化ができるという状況の中で、国のほうの造林事業だとか、そういったことを活用することができるという認識でやってこさせていただきました。なおかつ、結果として非常に多数の所有者があって、集約化ができずに、国庫の対象になってこない。そういったところが、基本的には集落近くの里山という表現を使わせていただいていますけれども、そういうところであったというふうに行認識をして、そここのところ国庫事業と、奥山、里山のすみ分けをしてやってきたわけでございます。

しかしながら、基本的に、当然、国庫事業を使うものについては国庫で行っていくわけでございますけれども、今回の奥山についても間伐を認めるというのについては、地域の水源林はどういったところにあるのかといったところは、個々に地域によって違いますけれども、それが例えば、今、説明いたしましたように、里山、奥山という形で、里山だけにそこが対象になっているのかという、必ずしもなっていないという部分が中にはあるかと思っています。そういった場合については、森林税は同じ水源林の中の一部は奥山にかかっているんですけども、一部は里山なので、全体はその支援をするんじゃないかと、里山だけは支援をしますという形になると、水源林全体の機能の維持ということになると、奥山と里山で区別をすること自体の意味がなくなってくる場合も出てくるのかなと思っています。

ここにもあります、大きな資料でございますけれども、例えば資料のところの2の一番上のところの㊦の間伐要件の緩和でございますけれども、全体のその地域において、奥山も入ってきているというものについては、奥山、里山というような区別でなくて、全体として森林整備をして、水源林の保全に資していくというような事例も出てくるものですから、そういった見直しをしていきたいなというふうに行考えたところでございます。

したがって、国庫事業と税の事業というのは、委員おっしゃるように、今後も、当然、すみ分けをしながら、その国庫事業、一般財源といいますか、そういったものでできない部分を、当然、明確化しながら、森林税の超過課税を使わせていただきたいなというふうに行考えております。

それともう1点でございますけれども、すみません、もう一つは作業道でございます。これも、例えば国のほうの搬出間伐の事業があります。それについては、当然、作業道についても経費が出てくるわけでございます。しかしながら、今回、搬出間伐で、森林税で手当てをさせていただくケースについては、当然、そういった対象にならない、小規模でありますとか、そういった作業道をつくりたいんだけど、国のほうの搬出補助の対象にならないような地域において森林税を使っていくと、そのような考え方を持っておりまして、国のほうの補助事業ができるのにもかかわらず森林税を使うと、そのような制度には、当然、それはなじまないというふうに考えております。

(沼尾委員)

今の話で、ちょっと心配なのは、結局国庫補助事業がある部分については、当然、既存財源の枠でやるんだけど、そこから外れてなかなか財源の捻出が難しいものについて、森林税を充てるとということなんです。当然、その林野庁のほうの森林・林業の政策というのも、年々、目まぐるしく変わっているわけですし、最近ですと大規模集約化で、森の工場などの流れで来ているところがあると思うんですけど。そうすると、積極的に長野県としてこういう森林を整備していくので、その部分は森林税でお願いしようという話ではなく、一定の財源を確保して、基本的には、補助でやれるものは補助でやるんだけど、林野庁の政策が変わってくる中で、補助事業でなかなかやれない部分について、森林税でやっていくという。まず、補助事業を活用した施策があって、そこから外れた部分について森林税を充てるとなると、国のほうの施策が変わってくると、そこに充当する財源ということも変わってくるわけですね。そうすると、まずその国の施策がありきで、そこでとれない部分について、この森林税を使うんだという話になると、では積極的にそれは、何ていうんでしょうね、既存の、例えば地方税なり交付税を使ってやってもいい話で、つまりそれを県民に対して説明するときに、結局、別枠で積極的に超過課税でやる事業は何なのかということの、何か積極的な説明というのが、なかなか出てこないという印象を受けたんですね。すみません、ちょっと私の理解ができてないのかもしれないんで。

(有賀森林政策課長)

おっしゃるとおりだと思います。委員おっしゃるように、長野県もそうでございますけれども、超過課税を徴収して森林整備をやる。なおかつその森林整備においても、非常に多くの税金を使っている、一般財源ですね、林野庁の予算やなんかを使っているのが非常に高いわけです。今回、里山の森林整備という形でやらせていただいておりますし、今後も、もしやらせていただけるならば、ではどういったところかということについては、結果として、結局は、委員おっしゃるように、林野庁なり何なりが手厚い補助制度がすべて細部にわたってしてあれば、まさにその超過課税という部分は、少なくとも済む、逆にいうとその分は要らない部分も出てくるからというのは当然あるかと思えます。しかしながら、5年前も今回もそうでございますけれども、一般財源でやる分というののルールが、なかなか地域の実情に合っていないという部分というのが、長野県も含めてさまざまな県で指摘をされながら、こういった税の創設という動きがあるのかなと思っております、当然、そのところで、同じことをやっているんじゃないかというご議論があると思うんですけど、そういうことに加えて、やっぱり、では国のほうでその制度を改正して、すぐにこういった形で里山をできれば、それはいいんでしょうけれども、なかなか手の届いたような細部にわたった、使い勝手のいい事業というのになっていかないというのが現状でございます。

そうした中で、今回の森林税についても、今回の4つの大きな柱の変更も踏まえて、基本的には一番大きくお金を使わせていただくのは森林整備でございますので、そのところは、どこのところをやっていくかというのは、やっぱり先ほどの委員のご指摘にもありましたように、県民の方々によく理解をしてもらうような取組は一層していくということではなからうかなと思っております。

今回も、例えば1万5,000haだとか、私どもこう積み上げておるんですけれども、今、お話がありましたように、林野庁の補助制度というのは、実はまた今回も変わっているわけですね。今後、それではずっと未来永劫変わらないかという、当然、わからないわけなんでございます。そうした中で、その消極的な理由というようなご意見もあると思っておりますけれども、地域が喫緊の課題だという認識のもとで税金を使わせていただいておりますので、そこら辺のところはご理解を賜りながら、県民のご理解を賜りながらやっていく必要があるのかなとこのように考えております。

(沼尾委員)

基本的には、それは長野県ないしは県民の方が、要するに森林の整備、保全は大事だと。なので、なかなかそういった補助金がとれないのであれば、その不足部分について、追加的な超過で税をとって充当していくということで、いわば、何ていうんでしょうね、通常の補助以外の部分の財源として、あえて森林整備のための超過負担をしてもいいじゃないかというようなことで、理解ができるのであれば、それは一つの選択なのかなというふうに思いますので、そのこと自体は、それはそれかとは思いますが。

他方で非常に心配をしているのは、これは、これ、県内だけの話ではないんですけれども、今、結局、国のほうも非常に財政が厳しいという中で、既に全体の約3分の2ぐらいの県がこうした形で森林税を入れていると。それであれば、もう自治体ごとに独自課税をやってもらって、国のほうでは交付税財源の確保も厳しいですし、補助金も厳しいので、自治体で努力して森林保全のための補助金にかわる財源を捻出してくれればいいんじゃないのかというような話も出ているわけですね。そのときに、結局、財源が足りない、足りない分は超過でやるということでやっていくというのは、それは一つの選択肢なんですけれども。それに対して、いや、本来であればこれはきっちり、何ていうのかな、政府として補助金なり、交付税なりで保障すべきものなんだと。だけど、それとは別にそれぞれの地域ごとに独自の追加的な政策をやりたいので、その部分の財源が必要なんですよということをやっているということが説明できないと、これからますます、国のほうはもう財源がないと。だから超過でも何でもやってくださいというような話が進んでいってしまうんじゃないのか、ということ非常に懸念しております。そこで、今のようなことを伺ったんですけれども。一応お話としては大変よくわかりました。ありがとうございました。

(有賀森林政策課長)

委員おっしゃるように、今回の提言の中にも、長野県だけではないんですけれども、何で長野県だけで超過課税というやり方でやっていくのかという中で、ご提言の中にも、例えば広域化の問題だとかあろうかと思えます。それで国税として、例えばこの恩恵というのは、すべての人たちが公的な恩恵にあずかるという視点で設けさせていただいた経過があるんですけど、その恩恵というのは、長野県民だけかという、必ずしもそうではないというふうになれば、だれが負担をするかというのは大きな課題であると思っております。あわせながら、当然、知事からも指示があるわけでございますけれども、その広域的な税としてやって

いくのかということも踏まえて検討していく必要もございますし、たまたまその補助対象にならないので超過課税でというのは、非常に後ろ向きだというふうに思っております。

今回の、申しわけございませんけど、この1万5,000haというのは、どういったところなんだと。それでまさに今の一番の喫緊の課題である水源林を中心とした、そういった地域であるということを見えるような形で、長野は広いのですけれども、地域ごとにこの場所をやらなければ、なおかつこれはもう本当に10年、20年先の問題じゃないんだということを理解をしていただきながら、1万5,000haありきで説明しているようなことで申しわけございませんけれども、そんなことで認識を持ちながらやっていく必要があるのかなと思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。この後、委員の先生方に、先ほど冒頭で申し上げたように、ざっくりと言えばこれでよろしいのか、十分なのかというお尋ねをさせていただきますので、その際に何か不明な点がありましたら、ご質問を、今、この時点でお願ひできればと思いますけれども。

それでは最後のご質問をする前に、一つ、これちょっとご一巡、ご意見をちょうだいをいたしたいと思ひますのは、資料、ナンバーをふってないのでわからないんです、このA4、4枚とじの税率ケース4について、委員の先生方、どのようにお考えか、一言でも二言でも三言でも結構ですのでいただければと思います。その上で最後に、この2枚セット、もちろんまだ何日か、数日ありますので、もう少し掘り下げた資料をというふうなことは言えるかもしれませんが。これで、この資料で前向きな対応をしてよろしいかどうか、次にお聞きをしたいと思ひますので、まずはすみません、この4枚ペーパーの税率についてですが、県民、あるいはもう報道の方もですが、一番、やはりここ、目が行く部分ですので、どう判断したらいいか、先生方のご意見に基づいて研究会としての文書を考えたいと思ひますので、大変申しわけございませんが、それでは沼尾先生から一巡、ご意見をちょうだいしてよろしいでしょうか。

ちょっと並び順が変だというようなのは置いておいて、普通は数字が小さいほうから大きいほうに行くのか、大きいほうから小さいほうか、わかりませんが、4枚目に一つだけ浮いているという、このつくり方がまた何とものんですが。300円から1,300円までということで、一番上にこの500円があって、次700円、3枚目1,300円、一番最後に300円ということで、この点について、いかがでしょうか。これ、一つだけ、まず林務部のほうにご質問で、これ、あくまで、1番目と2番目の違いですね、金額が違うのは、間伐等による水源林等の保全対策と間伐材の搬出と地域ぐるみの利活用の支援拡大、この2点だけが数字が変わっている。一番最後のところは支援金も入る。

(有賀森林政策課長)

それで最後の300円のところは、非常に規模が小さくなるものですから、支援金もやるとそのように考えております。

(青木座長)

そうしますと、ケースの違いは、主として面積の違いというふうに考えてよろしいんですか。面積ですね。ということで、先生方、いかがでしょうか、これ。どういふご意見でもいいです。

(沼尾委員)

先ほどのお話ですと、緊急に間伐が必要な森林が4万5,000haですか、今後も増えていくことを考えたときに、現行の500円でも1万5,000haだと。ここのところが軸だと思うんですけども。そう考えると、現行で500円ということなので、個人についてはですね。そこから出発をするということで、資料をつくり込んでおられるのかなというふうに思います。あとは、これ、要するにその負担を上げてでも間伐を急ぐのかどうかということにもよるかとは思いますが。

もう一方で、結局、防災対策その他の関係で住民税の均等割が、今度、上がりますよね。そのこととの見合いもあるので、ダブルで来るというのは、なかなかちょっと厳しいのかなという印象も持っています。逆に、これ、下げたとしても、結局その防災対策の関係で均等割が上がるので、プラス・マイナスすると、結局ちょっと上がるわけですね。というようなことを考えても、これ、ちょっと、実際に緊急に必要な間伐が必要な森林があるということと、今のようなこの情勢を見ても、大体このケース1という現行から出発するというのは、一つのあり方なのかなというふうに思ったところです。

ただ、これ、税率を上げていったときに、後段のところは手を入れる森林面積の規模が変わらずに、間伐と、間伐の搬出のところだけ規模を増やしていくということになっておりますので、この前者の2つのところが、おそらくこの税負担との見合いで、あるいは事業としても緊急にやる必要があるというような、そういうメッセージ性を持っているものなのかなと思ったんですけど。そのあたりのところは、この後の報告書との関係で、何かもう少し整理されていいのかなというふうに思いました。以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。小澤先生、お願いいたします。

(小澤委員)

私も、今回の研究会でも、冒頭に多分、資料、全体観ということでお示しいただいたものが、今の沼尾先生とダブりますが、4万5,000ha、いずれにしても戦後植えたものが、整理しないと使いものにならなくなるとこういった認識から、最低限でも、そういった中で現行の1万5,000haが必要で、従来、それも滞りなくやってきたとこんな理解をしております。したがって、今後の延長というところを考えるにおいても、まずは現在の1万5,000haをしっかりと間伐すべく、現状というものを引き続きやっていくというのは、情勢が変わる前の県民アンケートであるかもしれないんですけども、そこにおける県民の理解もある程度得ているという点から、とりあえずはこの1枚目の現行税率ということが的確ではなかろうかというふうに考えております。

(青木座長)

ありがとうございます。堀越委員、お願いいたします。

(堀越委員)

冒頭に座長のほうから説明がありました、税ありきではなくて、事業があって税があると。それには、その事業がどんな内容なのかということと、改善点をどういうふうに反映させていくかということが大事であるというふうにおっしゃられましたけれども。それは、私、まさにそのとおりだと思うんですね。ただ、今、沼尾委員のほうからも出ましたけれども、こ

ここで復興特別税が実施されます。そういったことから、県民の負担ということも考えますと、やはり私としますと、現状の金額がよろしいのではないかというふうに思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。水本委員、お願いいたします。

(水本委員)

搬出にも費用がかかる。それからまた水源林の取得費の補助もということで、正直言って今の金額では、そちらのほうへ回ってしまって、間伐材のほうの面積は、当然、今の規模では少なくならざるを得ないのかなというような気がしております。ただ、ここで、では仮に500円を、700円あるいは1,300円、あるいは1,000円でもいいんですけれども、上げるには、やっぱりそれなりの県民への明確な理由づけがどうしても必要になってくると思います。そういう意味では、水源林という言葉がここで出てきまして、それはある程度の納得性はあるのかなとは思いますが。

喫緊にやらなければいけない里山の森林が2万3,000haということで、これが2ページ目のケース2だと思うんですけれども、これにしますと700円というような格好にならざるを得ない。本当は上げて、700円ぐらいにして、2万3,000haはやはり喫緊にやらなければいけないということであればやったほうがいいと思うんですけれども、県民の納得性の問題で、そこら辺、ちょっと厳しいのかなというような気もしております。

(青木座長)

ありがとうございます。もちろん、今、ご意見をお伺いはしましたけれども、特定のものを何か推す形で最終的な書きぶりはしないことにはなりますけれども。ただ、この研究会としてどういうご意見があったということで、要は、今、両方のご意見がありました。できるだけ事業をもうちょっとやって充実させたほうがいいというご意見もありますし、他方ではやはり、今、復興増税も含めて負担については慎重に考えなければいけないというようなお話もありましたので、そのあたりを、文章化することになりましたら、きちんと反映をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、冒頭からお伺いをしていますように、永遠にはできませんので、本日ですね。そろそろ1時間半になりますので、この昨日の夕刻、示された資料で、前向きな報告書に転じてよろしいのかどうかのご意見をお伺いしたいと思いますけれども。今、そのご意見をお伺いすると、先ほどから沼尾委員が発言をされたがっているのと関係ございますか。何かご質問があれば解消しておいたほうが、よろしいですか。それではいかがでしょうか。これ、大変申しわけありません、また、一番重要な点なので、個々のご意見をちょうだいできればと思いますけれども、大変僭越ですが、水本委員から、この資料で、今、申し上げたように、研究会として前向きに姿勢を変えることが可能なかどうか、ご判断をお示しいただければと思いますけれども。

(水本委員)

ここに、A3判のことで、いろいろ具体的にある程度記入していただいております。ただちょっと気になるのが、やはり水源林の取得費用の補助制度をこの森林税で充てていいのかなのかということですね。水源林についての重要性については、やはりこれは大事だという認識はありますけれども、水源林については、国のほうでもっと慎重に検討すべき課題

じゃないのかなというような気がしております。ですから、この補助制度については、どうかという気がしております。

それから、かなり総花的で、お金が幾らあっても足りないような感がちょっとしているんですけども。もう少し絞り込んでもいいのかなというような感じがしております。

(堀越委員)

今の意見に非常に似ているんですけども、森林税、いつまでやるのというようなところははっきりこう見出せない点があるなというふうに思っております。そういった点で、どうしていくかということだと思っております。すみません、これしか言えません。

(青木座長)

小澤委員、お願いいたします。

(小澤委員)

おおよそのボリューム感というのも、このような形でめざしていただいたという理解でいきますと、このご提示いただいた形でいくというような方向性の報告書にさせていただいていいのではないかとこのように考えます。

(沼尾委員)

基本的なことはこの中に盛り込まれていると思うんですけども。最後の課題への対応のところで、県の説明責任の明確化ということが掲げられているんですけども。やはり本日の話を伺っても、なかなかその、やっぱり県内で超過課税でやったことと、それに対する施策の効果との関係というところがわかりづらいところがあって、そのあたりのところをいかにわかりやすく県民の方々に伝えていくのかということをしっかり考えてほしいところを、もう少しここに書き込んでいただきたいなど。

あと、それからこの研究会でも時々出ていたんですけども、もう一方で県民会議等の動きもあって、そこはそこでいろいろ活動されているんだと思うんですけども。そういったところの役割とか何かのところについても、一定の期待感を持って少し加筆していただいてもいいのかなというふうに思ったところです。

(青木座長)

ありがとうございます。ご意見、今、はっきり賛否をいただけるとありがたいんですが、条件つきが多々ございました。どう判断するかを、今、悩んでいるところではありますけれども。一つは、一つ申し上げるのは、これはもう、今、最高意思決定ではございませんので、ここの場は、あくまで研究会としての意見ということになりますと、例えば水本委員よりご指摘いただきました取得費用補助制度、これ、確かに国がもっとしっかりやれというのは当然の意見だろうと思います。この森林税の小さなところでちまちまやって効果があるのかというのは、はっきりと言うと、私も同じように思います。ですので、そういう条件はもちろん報告書で書かせていただいた上で、これは中身の、一つの項目として、もちろん重要ではありますけれども、ではこの一個のためにペンディングにするかということ、やはり大きさは違うだろうなというふうに思います。

あるいは、今、沼尾先生、堀越先生のほうからご指摘いただいた点についても、しっかりと注意を、我々とすればできるのは書くだけになりますので、よく注意をつけた上で、この

後は、先ほどから批判させていただいて大変に恐縮ですが、総務部長のほうできちんと監視の目を光らせていただくと、あるいは縦割りを壊しながらきちんと他部局とも連携をしながら、あるいは税務のほうとも連携をしながら、透明度を高めて監視をしていただく。

さらにいえば、これをお出しした後に、当然、パブリックコメントのかかる話ですので、県民の方から広く、やらせでないような意見をいただいて、それに基づいてさらに実施のところで変更を加えていくということのプロセスに入っていくわけですので、これは、私の今の判断とすれば、一応前向きな形で、ただし、今、お出しいただいた条件をきっちりつけると。それと同時に改善が、その4点のうち3つが必須ですが、3つの制度改善がきちんと実現され、後々、当然ですけれども、こちらの税制研究会に対しても、実績をお示しをいただきたいと思ひますし、それを見ながらやっていくということで、前向きなものをつくらせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、いろいろありまして、私も愛想が尽きかけましたが、いま一度、あと残り数日、廃棄した「はじめに」「おわりに」、あるいは途中で、今、加筆が必要だご指摘いただいた点も含めて、できるだけよい文章を書きたいと思ひます。もちろん、まだまだ不足のところがございますので、先生方、一応これでこの審議事項は通したということではありますが、後々いろいろと、パブリックコメント、あるいは県民の方等、ご説明があるときには、いろいろなお話をさせていただければと思ひます。例えば言えば、もう財政、長野県財政の話、ほとんど触れておりません。わざわざ超過課税しなければいけないほど貧乏なのか、あるいは税金がとれていないのか、という話も当然これは県民の方から出ます。まずは行革でしょうというのが、まさにおっしゃるとおりですので、ここらあたりも本当は書き込まないといけないんですが、今回、ほぼ書いていません。ですので、まだまだ不足すると、エクスキューズで煙幕を張っているわけではございませんので、取材の方はぜひ後ほどご質問いただければと思ひますけれども。一応、それでは前向きな形で何日か後までに完成をさせて、事務局の方、ちょっと何日と最後打ち合わせをしますが、先生方にはお送りをするということで、座長預かりという形によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、長くなってしまうました。森林税の議題、これで終わりにしますが、何か最後にご発言されたい方がいらっしゃれば、よろしいですか。

(2) 創業等応援減税（創業、雇用、環境関連の税制）について

(青木座長)

それでは、ようやく審議事項、2番目にまいります。これ、先ほど冒頭でご説明をいたしましたように、一度、税制研究会を通しました。まあしようがない、よろしいんじゃないでしょうか、零細的な減税が多いけれども、よろしいんじゃないですかということをお願いして通したところ、いや、知事のほうからは、もう一回、再検討してくれというご諮問をいただきましたので、改めてこの創業等応援減税、一本の条例、合わせ技で決まっているものについて、ご意見をちょうだいしたいと思います。今日は時間もございませんので、まずは事務局から簡単にご説明をいただく必要はないですね。それでは思い出していただくために、チラチラと見ていただきながら、私のほうから簡単にご説明をした上で、先生方にご意見をいただければと思ひます。以前からお出しをしていますので、チラッとお話しすればすぐ思い出されると思ひます。

1枚目にごございますけれども、4本になっておりますけれども、1本目が中小企業とNPOということで、2つに実は対象が分かれております。それを分けると5点ということになります。目的、それぞれ、あるいは先生方にご意見をいただいたのが一番右端に書いてご

ざいますので、ここをごらんいただきますと少し思い出していただけるかもしれません。

1 番目ですが、法人事業税の減税ということで、適用件数、23年度、中小企業のほうが比較的多いのですが、その推移等については、後ろのほうに資料が実はついておりまして、4 枚目をごらんいただきますと、特に減税の件数がどうなっているのかということ、一番下の、そこではページ番号、4 番と振ってございますけれども、こういうふうになっております。平成18年にできた年は3 件、7 万4, 000円だったものが、19年度から23年度に行くと、23 年度は101件で1, 343万円ということになっております。もう一つ、それが同じものがNPO です。ここ、タイトルにありますように、創業等に係るということで、創業から3 年間、しかも所得の対象になる所得が下のほうに限定をされていますので、金額的にはあまりどうなんでしょうかということが一つの課題になろうかというふうに思っております。

以下、次に障害者、母子家庭、このあたりが雇用に関係する2つの減税になります。障害者の方を雇用した方に対して、法人事業税の減税を行いますよということになっております。あるいは母子家庭の母を雇用した場合に法人事業税が減税になります。法人、個人ですね。その詳しい資料は、後ろのほうに実はついております。障害者のものがページ番号、10番というところになっております。こここのところが、この適用件数が毎年減少して、約半減をしております、ここから、もうやめてしまってもいいんじゃないのかというようなご意見も出てきているところであります。金額的にも非常に小さいと、591万円ということになっております。80件、全部です。平成23年度に限って言えば、10件、52万円ということになっております。

母子家庭のほう、ページ番号、13ページという、A4の、半分の紙になっております。適用件数、19年の時点で5 件、20年にやや倍増をしましたが、その後、また低迷をしております、昨年度でいうと4 件で30万円ということで、いかがなものかということになります。

最後、環境に配慮した取組に係る政策減税というところで、これ、名前からすると非常にわかりにくいのですが、16ページの下のところを見ていただくとおわかりになりますように、そこに件数も、2 件とか、1 件とか、書いてございますけれども。この環境の基準を取得をするということに対して、事業税を半分に減税をいたしましょうということで、上限もありますので、金額的には非常にここも小さくなっているということになります。

この5 点をどうするべきなのか、それぞれ一番最初のページの右端のところ、委員会のご意見が出ております。中小企業ですと現行のままでは効果が薄い。あるいは法人事業税ですので、赤字法人、欠損法人の場合には適用外になってしまうということで、効果がないんじゃないのかということが出ております。NPO については、中小企業と一緒にしているので、周知徹底がなされていないんじゃないかと。もちろん中小企業のほうについても周知徹底が少ないんじゃないかというご意見がありましたけれども。これについても特に、やっぱり明確に分けて、長野県の場合にはこれと別にNPO 促進税制、何でしたか、特例税制というのがあって、そちらでNPO 関係の特別扱いをしておりますので、そちらとむしろ一緒にしたほうがいいんじゃないかというご意見もあるのかなというふうに思います。あと障害者、母子については、もう本当に対象件数と減税額が小さいので、効果がないだろうというようなことになっております。最後のものについても同じです。

ですから、一言、私が少し出過ぎかもしれませんが、知事、理事者のほうでもう一回再検討といった理由は何かと言いますと、やるんだったらもう少し効果の上がるやり方と規模と考えるほしいということで、再び税制研究会に対して諮問が行われたという認識でございますので、むしろ先生方にアイデアをいただきたいのは、多少、いつもとスタンスが変わって、規模が多少とも大きくなっても構いませんので、むしろその目的とする効果を上げるように、

あるいは少し枠をはみ出ても構いませんので、そこも含めてご意見をいただければと思います。もちろん難しいのはわかった上で申し上げますけれども、障害者と母子家庭といったら、もうちょっとやっぱり経済弱者というのは、ジャンルがあるんじゃないのかなと。では何でその人たちは放ったらかしでこの2つなんだろうというようなことも含めて、アイデアをいただければと思います。ですから、もちろんどれかをやめるというご議論も結構ですけれども、逆に拡充するというアイデアでも大いに歓迎をさせていただくというのが、今回のご相談になっております。

残り時間がまだ25分ぐらいありますので、今日、いきなりではないにしても、なかなかアイデアを煮詰めるのは難しいのかなというふうに思っておりますので、今日のところでご質問ですとか、まずは最初のファーストタッチといいますか、最初の時点での感想、ご意見をいただき、多分、これ、次回も含めてもう一度ですね。次回も含めてもう一度、先生方にご意見をお伺いすることになりますので、本日のところは最初の、改めてのご質問、あるいは最初のご感想をお聞かせをいただければというふうに思います。ご質問については、まずどこからでも結構ですので、ご質問、ご意見、この諮問についてでも構いませんので、お願いをいたします、どなたか、先生方。お願いいたします、堀越先生。

(堀越委員)

環境に配慮した取組に係る政策減税の件なんですけれども。これにつきましては、認定年に限っての、今、現行制度になっているわけなんです。その辺をやはり見直しをして、ぜひ継続していくべきではないかなというふうに思っております。特に「エコアクション21」につきましては、これ、いろいろ歴史がありまして、当初は長野県独自の「エコアクションながの」からスタートしたものが「エコアクション21」に移行しているような経緯がございます。また、この「エコアクション21」につきましては、県のほうも認証取得していると思うんですけれども、やはり環境に関する取組を行っている事業については、それなりきの経費負担がかかってもあえて環境に取り組むという姿勢もございまして、そういう面で、やはり税の優遇措置があってもいいのではないかなというふうに思います。

これ、「エコアクション21」に関しましては、毎年、報告書を出していくような必要性もあるわけなんです。その費用負担もかなりありますので、その辺をやはり税として、いろいろな形でこう反映させてもらえるといいのかなというふうに考えているのが、私、個人の考えです。

(青木座長)

ありがとうございます。今のご指摘と減税上限10万円というのはいかがでしょうか、感想として。

(堀越委員)

まず報告書を作成するにつけて、審査員の先生に、コンサルタントといいますか、審査員の先生にいろいろ入っていただいて、毎年入っていただいて審査していただくんですね。その費用が大体10万円から20万円ぐらいかかるということは事実です。その2年ごとに認証を取っていくんですけれども、そのときにまた費用がかかるということもありますので、10万円がいいのかどうなのかということが、もう少し厚く見ていいのかなということもありますし、もう1点は、その認証年ではなくて、継続している限り、この適用が受けられるように改正していったらいいかなというふうに思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。ご質問も含めて、小澤委員、お願いします。

(小澤委員)

私もこれから環境の関連というのは、何か後押ししてくれる減税があればいいと思うんですが。今の「エコアクション」の話で、実績を見ると、1件とか2件になっているものですから、果たして世の中のニーズがどうなのかなという時代になっているような気がしまして。一時期、ISOというのが、親企業が、何が何でも取らないと取引をしなくなるみたいな背景があったものですから、今におけるこういったISO関係というものがニーズとしてどうかという点と、それから継続するのを永遠になんていうと、なかなか財政的にも大変かと思えますので、では、今、何が的確かというのはすぐ出ないんですが、やはり今の時代における環境というもの、そういったものに対するものへの、何となくこう見直しといいますか、検討案の早目の提案というふうに一番右側にはあるんですが、こんな方向が望ましいかなというふうに私は思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。はい、お願いいたします。

(堀越委員)

この環境に関してだけじゃないと思うんですけれども、この不均一課税につきましては、やはり所得が出て、税負担のある企業に対してだけの内容になってしまうところから、中小企業の一番上のところに、赤字法人も恩恵を受けられるような内容の拡充というふうにあります。そういったことも踏まえて、やはり考えていく必要があるかなというふうに思っております。ですので、確かに適用件数が少ないのは、それだけ利益を生み出している個人にしろ、企業にしろ、少ないからだということだと思えます。

(青木座長)

堀越先生のご認識としては、結構、その取得の件数は結構あると。ただ、こちらに申請してきていない、あるいは欠損法人だということだと。ありがとうございます。ほかのも含めて、ご意見をいただければと思います。

実を申し上げますと、今の2つ目の議題については、まだ日程を決めておりませんが、専門部会、報告書の後ろのほうにはメンバーも書いてございますけれども、比較的財政学者の、若手の財政学者を集めた専門部会がございますので、そちら少し粗々の、ざっくりしたアイデアを出させていただいて、次回、また先生方にご意見をいただいてというふうに考えておりますので、その専門部会でのアイデア出しの参考になるようなご意見がございましたら、ぜひ、本日、お出しただけだとありがたいと思っております。

堀越先生、たびたびで申しわけないんですが、前に、これ、審議をさせていただいたとき、母子家庭について、大分ご意見をいただいていたんですが。もう一步踏み込んで、いかがでしょうか、この母子家庭、障害者。

(堀越委員)

これもやはり、政策減税ですので、所得が出ているところでしか、こういった効果が出て

こないということは事実だと思うんですけども。やはり、ちょっと私のほうで認識不足で申しわけございませんが、ここの意見欄のところに書いてある、弱者の雇用対策に対して、対象は「障害者」と「母子」でよいのかというのは、ほかにどういった範囲のことを考えているのかなんですが。

(青木座長)

これはだれが発言したんだか、覚えてはいないのですが、私かな・・・

(堀越委員)

実際にほかにどういう範囲の人が含まれてくるのかというのがちょっと思いつかないんです。

(青木座長)

事務局の税務課長のほうでご意見がおありですか。

(小林税務課長)

では、私のほうで、そこら辺、若干コメントさせていただきますが、障害者、母子という、そういうところに含めまして、例えば若年層、あるいは今の就職困難者等まで含めた意味合いで、非常に若い人で就職困難という方もいらっしゃるの、そういう意味での、非常に幅広い、もうちょっと幅を広げて雇用対策というものを考えたかどうかというような意見をいただいている部分を、ちょっとこの表現の仕方があいまいですけど、そういうものも含んでおります。

(青木座長)

はい、お願いいたします。

(堀越委員)

対象の範囲を広げるというのを、どこまで広げるかということはあるんですけども。少なくとも現行のこの障害者の雇用、それから母子家庭の母の雇用については、形を変えるにしてもやはり継続、何らかの形でこう継続して行ってほしいというふうに思っております。

(青木座長)

これ、適用件数が少ないので、どうしても、やめてもいいんじゃないとなってしまうんですけども。これを増やすには、どうなんでしょうか、これを増やすこと自体がもう難しいことなのか、母子家庭の母を雇いたくない企業主さんが多いのか。

(堀越委員)

そういう傾向もあるのはあると思うんですね、障害者は。

(青木座長)

そうであれば、よほどそこにはインセンティブをつけないと、効果が上がらないということになりますね。

(堀越委員)

ないということなんです。そういうことなんです。それと、もう一つは、この制度がきちんと知られているかどうか、企業側に知られているかどうかということもあるかと思うんですね。先般、労働雇用課さんのほうから、この障害者雇用に関する政策減税につきましては、税理士会のほうに、こういった制度があるということが改めて資料として提出されました、税理士会のほうで、その資料はもちろん会員のほうに配布したというような経緯もあるわけなんです。やはりどういうふうにしてこういった制度があるかということを知らせていくということも大事じゃないかなというふうに思っています。

(青木座長)

ありがとうございます。何かご意見、ご参考までにご意見ございましたらお願いをいたします。はい、お願いいたします。

(沼尾委員)

この障害者の雇用と母子家庭の母の雇用なんですけれども。やっぱり適用件数がこれだけ少ないという状況の中で、これ、効果がどの程度のものなのかなというところが非常に気になるのと、あとは既に、例えば障害者雇用であれば、国では厚生労働省もさまざまな事業を用意していますし、逆に障害者の雇用については、一定の雇用率ということで、未達成の場合にペナルティーがかかるというようなところもやっています。それとは別に、これを県のほうで独自に上乘せすることの効果というのが、ちょっと見えてこないというふうに思ったところです。

むしろこの障害者の場合でも母子家庭の母の雇用の場合でも、税による効果というよりも、結局、その就労環境をどう整えられるかというのは、実際の業務の内容ですとか、勤務時間とか、そういうところにも影響してしまうと思うので、むしろきっちり保育所を整備するですとか、その障害者の雇用の場合には、それをサポートするようなサポーター的な従業員をもう1人配置するとか、そういったところのほうが、ニーズとしてはあるのではないかなというふうにも思うんです。そのあたりをちょっと、施策と組み合わせるといことも含めて考えてもいいのかな、いや、そもそも、これ、何か税でやることにちょっと意味があるのかなというのは、若干、疑問もあります。

(青木座長)

特定の方々の雇用対策をどうするか、非常に難しいところがあって、ちょっとまた、先ほど申し上げましたように、専門部会でがんが議論してみたいと思いますけれども。参考までに言うと、今、沼尾先生がおっしゃられたような、障害者については、作業環境も含めて、そちらのほうへの支援をしたほうがむしろいいんじゃないかなというようなご意見もありましたし、あるいはこれは多分、堀越先生は逆に怒られると思いますけれども、特定の者に対する援助よりは、ユニバーサル的な援助のほうがよくて、雇用対策でいいんじゃないのかという意見の人もあれば、まだちょっと粗々、雑な議論をしておりますので、次回の専門部会でもう少し詰めた上で、改めて先生方に方向性をお尋ねしたいというふうに思います。

今、いただいた幾つかのご提案については、十分、専門部会で配慮をさせていただいて、できるだけいいもの。今、最後に沼尾先生がおっしゃったのが、多分、おそらく、この4本のメニューのすべてだと思いますけれども、やはり政策、あるいは補助金、あるいは財政支出のほうと絡めてやらないと、減税だけ、これ、取り上げても、はっきりいって効果はある

んだらうか、ないんだらうかという話になって、あまりないというのが結論になってしまいがちですので、ぜひそれも含めて、ちょっと大きめに次回は絵を書いてご議論いただきたいなというふうに思っております。

ありがとうございました。それでは、少し、若干、時間が早目ですけれども、さすがに疲れ果てましたので、ご意見がなければこれで本日は閉じさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(3) その他

(青木座長)

では、次回等々、今後のご予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

今回の開催につきましては、年間計画でいきますと9月の中旬ごろというふうになっておりますので、また改めて事務局からご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(青木座長)

それでは、私のほうから、今日は、大変きつい言葉も含めて、総務部長に対しては失礼な物言いをしましたが、本心ですので、ぜひお聞きとめ、お受けとめいただけると幸いだと思っております。委員の先生方にも、ちょっと驚かれたかと思いますが、もう本当にばたばたと突然の態度変更であり、突然の物事の発生の仕方ですので、悪しからずご理解をいただければと思います。本来、本当はもう、温厚な人間なので人の悪口を言いたくないのですが、やむを得ず発言をさせていただきました。各方面の皆様、お許しくださいます。これで議事は事務局にお返しをいたしますので、よろしくお願いたします。

4 閉 会

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。長時間にわたり、大変ご議論、ありがとうございました。以上をもちまして、第5回の長野県地方税制研究会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(青木座長)

どうもありがとうございました。